

マル親（**親**）医療証をお持ちの方へ

負担者番号が 8 1 1 3 6 4 9 1 の医療証は、

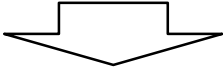
令和元年 8 月から一部負担の額が変わります。

高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、ひとり親家庭等医療費助成（マル親）の、一部負担額（上限額）が下記のとおり変わります。

《一部負担額》

【令和元年 7 月診療分まで】

	負担割合		自己負担上限額
住民税課税世帯	個人ごと	外来 1 割	月額上限 14,000円 (年間上限 144,000円)
		入院 1 割	月額上限 57,600円
	世帯ごと	外来・入院 1 割	月額上限 57,600円 (多数回該当 44,400円)
住民税非課税世帯	自己負担なし		



【令和元年 8 月診療分から】

	負担割合		自己負担上限額
住民税課税世帯	個人ごと	外来 1 割	月額上限 18,000円 (年間上限 144,000円)
		入院 1 割	月額上限 57,600円
	世帯ごと	外来・入院 1 割	月額上限 57,600円 (多数回該当 44,400円)
住民税非課税世帯	自己負担なし		

《留意点》

- ・世帯合算には、マル親受給者でない者は含みません。
- ・新しいマル親医療証は交付しません。現在お持ちの医療証は有効期間満了までそのままお使い頂けます。受診の際には、医療証と健康保険証を必ず窓口へ提出して下さい。
- ・負担者番号が 8 1 1 3 7 4 9 9 の医療証をお持ちの方は、引き続き窓口での負担はありません（食事療養標準負担額または生活療養標準負担額は本人負担です）。

《高額医療費の支給》

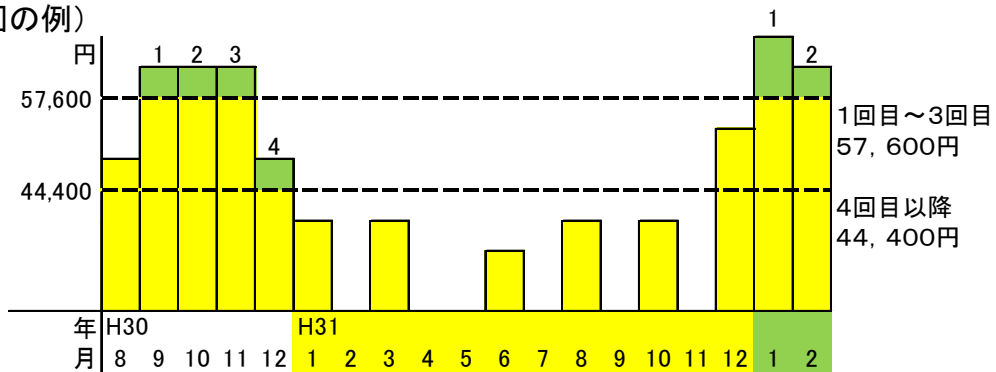
一部負担金が自己負担上限額を超えた場合、申請することにより、後日払い戻しを受けることができます。

申請の際には、**はんこ**、**本人確認書類**（運転免許証など）、**健康保険証**、**医療証**、**振込先の預金通帳**（受給者名義のもの）、**領収書**（受診者の氏名、日付、保険点数、医療機関等の記載があるもの）を持参して下さい。

【払い戻しを受けることができる場合】

- (1) 個人ごとに支払った外来一部負担金の合計が、1か月18,000円を超えた場合
- (2) 世帯ごとに支払った一部負担金の合計(入院・外来)が、1か月57,600円を超えた場合
(世帯には、**マル親受給者でない者は含みません**)
(過去12ヶ月以内に3回以上、57,600円を超えた場合は、4回目からは「多数回」となり上限額が44,400円に下がります。)

(多数回の例)



H30.12月は、月の高額医療費の支給回数が4回目にあたるので、上限額が44,400円に軽減されます。
H31.12月は過去12か月の月の高額医療費の支給回数が0回なので、上限額は軽減されません。

- (3) 個人ごとに支払った外来一部負担金の合計(上記(1)(2)で支給された額を除く)が、年間144,000円を超えた場合(毎年8月1日から7月31日までの期間で計算されます)

お問合せ先

あきる野市子ども家庭部子ども政策課子ども政策係（本庁舎2階北側）

〒197-0814 東京都あきる野市二宮350番地 電話 042-558-1111 内線2641・2642